

決算特別委員会記録

○開催日 令和6年9月17日 午前9時00分～午後4時37分

○場所 議場

○出席委員

7番	豊留榮子	委員長	11番	橋口洋一	副委員長
3番	辻本貴志	委員	4番	上迫正幸	委員
5番	水野正子	委員	6番	立石幸徳	委員
8番	眞茅弘美	委員	9番	禰占通男	委員
10番	平田るり子	委員	12番	吉嶺周作	委員
議長	永野慶一郎				

【議題】

認定事項第1号 令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算
〔議会費～衛生費〕

午前9時1分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

〔委員長に豊留榮子委員、副委員長に橋口洋一委員を選出〕

○委員長（豊留榮子） ただいまから、認定事項7件についての審査を行います。

審査の順序につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御了承願います。

本日は、まず、事業成果の確認のための現地確認を行います。

御手元に配付してあります資料のとおり現地確認を行うため、議長に対し委員派遣申出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（豊留榮子） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、ここで現地確認のため午後1時10分まで休憩といたします。

午前9時5分 休憩

午後1時10分 再開

△認定事項第1号 令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○委員長（豊留榮子） 再開いたします。

それでは審査に入ります。

まず、認定事項第1号令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（箆原正二） 認定事項第1号令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算報告書を御覧ください。

令和5年度決算の概要について、1ページから8ページまでまとめてありますので、概略説明いたします。

それでは3ページをお開きください。

一般会計の決算規模と決算収支の状況の表を御覧ください。

令和5年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況について説明します。

(1)の歳入総額は163億8,525万5,000円で、前年度に比べ5億4,972万4,000円の増、率にして3.5%の増となっています。

(2)の歳出総額は157億1,426万6,000円で、前年度に比べ6億7,059万7,000円の増、率にして4.5%の増となっています。

歳入・歳出とも、前年度を上回ったことについては、なんさつECOの杜建設に伴う南薩地区衛生管理組合負担金が大幅に増加したことで歳出が増となり、その財源について、地方債の借入で対応したことにより市債が増となったことが主な要因となっています。

(3)の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は6億7,098万9,000円の黒字で、前年度に比べ1億2,087万3,000円の減、率にして15.3%の減となっています。

令和6年度への繰越事業に係る(4)の翌年度に繰り越すべき財源は、798万3,000円で、形式収支から、この翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた(5)の実質収支は、6億6,300万6,000円の黒字で、前年度に比べ1億1,905万2,000円の減、率にして15.2%の減となっています。

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた(6)の単年度収支は、(5)の実質収支が1億1,905万2,000円の減となったことで、同額の赤字となっています。

財政調整基金の積立である(7)の積立金は、1億0,005万円で、前年度に比べ5億7,540万円の減となっています。

また、財政調整基金の取崩しである(8)の積立金取崩し額は、1億0,110万8,000円で、前年度に比べ9,850万8,000円の増となっています。

(9)の地方債繰上償還金については、令和5年度は前年度に引き続き繰上償還を行っておりません。

(10)の実質単年度収支は、1億2,011万円の赤字で、前年度に比べ8億6,502万6,000円の減となっています。

なお、(10)の実質単年度収支については、(6)の単年度収支から、実質的な黒字要素である(7)の財政調整基金の積立金、(9)の地方債繰上償還金、赤字要素である(8)の財政調整基金の積立金取崩し額を加減したもので、その年度における実質的な収支を把握するための指標であります。令和5年度につきましては、財政調整基金の残高について、前年度と同額程度を確保するとした一方、後年度の公債費負担に備えるために、同じく財政調整的な基金である減債基金の充実を図ったことなどにより、実質単年度収支が前年度に比べて大幅に減少しております。

続きまして、63ページをお開きください。

第3表款別決算額前年度比較等調により、令和5年度の歳入決算状況を説明します。

歳入決算額の構成比は、大きなものから地方交付税25.5%、市債14.9%、国庫支出金14.4%、市税13.3%、寄附金7.7%の順に続いています。

また、前年度決算額との比較において増減額の大きなものについては、市債がなんさつECOの社建設に伴う南薩地区衛生管理組合負担金の増などにより12億6,926万7,000円の増、地方交付税のうち普通交付税が、基準財政需要額において臨時財政対策債償還基金費の皆増や公債費が増となったことなどで増加し、また、特別交付税が増となったことにより1億7,604万6,000円の増、繰越金が令和4年度決算により4,006万7,000円の増となる一方で、寄附金がふるさと応援寄附金の減などにより3億8,871万3,000円の減、県支出金が食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業の減などにより2億1,263万1,000円の減、諸収入がプレミアム付商品券販売収入の皆減などにより1億3,069万3,000円の減、繰入金がふるさと応援基金繰入金の減などにより1億2,312万4,000円の減、国庫支出金が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の皆減などにより5,613万7,000円の減となっています。

65ページをお開きください。

続いて歳出の決算状況について説明します。

目的別の歳出決算額の構成比は、大きなものから民生費27.7%、総務費24.3%、衛生費13.5%、土木費9.1%、教育費7.8%の順に続いています。

また、前年度決算額との比較において増減額の大きなものについては、衛生費が南薩地区衛生管理組合負担金の増などにより11億3,530万9,000円の増、民生費が住民税非課税世帯給付金給付事業の皆増などにより1億9,959万3,000円の増、土木費が防災・安全交付金事業（市営住宅建設事業）の増などにより1億8,507万6,000円の増となる一方で、商工費が「枕崎の、使（つか）エール。」プレミアム付商品券発行事業の皆減などにより4億3,162万2,000円の減、総務費がふるさと応援基金費やふるさと納税返礼事業の減などにより3億9,672万9,000円の減、農林水産業費が食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業の減などにより1億3,988万7,000円の減、などとなっています。

令和5年度の本市財政指数等につきまして、79ページをお開きください。

第9表決算統計による指数等により説明します。

財政力指数は0.390で、前年度に比べ0.015ポイント低くなっています。

標準財政規模は64億9,078万円で、前年度に比べ1億3,144万1,000円の増となっています。

経常一般財源収入額は65億1,042万9,000円で、市税や地方消費税交付金等は減となったものの、普通交付税が増となったことにより、前年度に比べ1億6,203万6,000円の増となっていま

す。

標準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示される経常一般財源比率は100.9%で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっています。

標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は10.2%で、実質収支の減に伴って、前年度に比べ2.1ポイント低くなっています。

財政の弾力性を示す経常収支比率は87.8%で、前年度に比べ0.1ポイント低くなっています。

前年度に比べ0.1ポイント低くなったことについては、比率を求める算式の分子となる経常経費充当一般財源については、公債費や扶助費などの増により9,384万1,000円の増となった一方で、算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額が1億1,560万3,000円の増となったことが要因となっています。

地方債現在高は127億0,466万4,000円で、臨時財政対策債の減や水道事業会計出資債等の皆減があったものの、なんさつＥＣＯの杜建設に係る南薩地区衛生管理組合負担金の増などにより償還額を上回る借入れを行ったことから、前年度末に比べ13億4,777万8,000円の増となっています。

また、地方債残高に対する交付税措置等を除いた実質的な負担額については、将来負担比率を算定するようになった平成19年度から令和3年度まで14年連続で減少していましたが、地方債残高が増加してきていることなどにより、増加に転じた令和4年度に引き続き増加しています。

積立金現在高は75億3,668万3,000円で、ふるさと応援基金については、取崩し額が積立額を上回り減となったものの、後年度の公債費負担の増に備えるために減債基金の充実を図ったことなどにより積立額が取崩し額を上回ったことから、前年度末に比べ5億8,927万5,000円の増となっています。

歳入決算額の財源構造については、自主財源が34.5%で、前年度に比べ5.4ポイント低くなっている一方、依存財源は65.5%で、5.4ポイント高くなっています。

要因としては、寄附金が大きく減となったことなどで、自主財源が前年度に比べ6億1,953万4,000円の減となった一方で、依存財源が地方債や地方交付税などが増となったことなどで、前年度に比べ11億6,818万5,000円の増となったことによりです。

歳出決算額の性質別経費の構成比については、義務的経費は39.0%で、人件費が、議員報酬及び職員給は減となったものの再任用職員給や地方公務員共済組合等負担金の増などにより増、公債費が、過疎対策事業債や公営住宅建設事業債等が増となったことにより増、扶助費が、住民税非課税世帯給付金給付事業や低所得世帯支援給付金給付事業の皆増等により増となったことで、経費全体で前年度に比べ3億2,968万7,000円の増となり、0.5ポイント高くなっています。

投資的経費は12.0%で、災害復旧事業費が減となり、普通建設事業費は、補助事業が太陽と鯉のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業の皆増などにより増となりましたが、単独事業が火之神地区土地購入事業と火之神公園整備事業等の皆減などにより減となったことから、経費全体で前年度に比べ7,165万5,000円の減となり、1.0ポイント低くなっています。

その他の経費は49.0%で、積立金が減債基金への積立が増加したものの財政調整基金やふるさと応援基金への積立が減少したことにより減となったほか、貸付金が枕崎お魚センターへの経営安定化資金貸付金の皆減により減となったものの、補助費等が南薩地区衛生管理組合への負担金が大きく増加したことで増となったことなどにより、経費全体で前年度に比べ4億1,149万2,000円の増となり、0.5ポイント高くなっています。

市税の徴収率については97.1%で、前年度に比べ0.1ポイント低くなっています。

続きまして、80ページの第10表健全化判断比率を御覧ください。

財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、報告事項第4号で報告したとおりで、

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、引き続き該当はありませんでした。

実質公債費比率は7.7%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっています。

要因としましては、比率を求める算式の分子については、元利償還金の額や公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が増などで489万2,000円増加しましたが、分母となる標準財政規模から算入公債費を差し引いた額が前年度に比べ6,416万円増加し、単年度の実質公債費比率は7.8%と、前年度と同じ比率となったものの、前年度の3か年平均に算入した令和2年度の単年度実質公債費比率8.5%に比べ0.7ポイント低くなったことで、比率が低下しています。

将来負担比率については、前年度に引き続き該当なしとなっております。

要因としましては、比率を求める算式の分子について、一般会計の地方債現在高が大きく増加したことにより将来負担額が増加したものの、基準財政需要額算入見込額の増や減債基金の増などにより充当可能財源等が増加したことによって、分子が前年度に比べ5億5,488万6,000円減少し、引き続きマイナスとなったことにより、令和5年度も該当なしとなったものです。

しかしながら個々の数値を見ると、地方債残高に対する実質的な負担額については前年度を大きく上回り、今後についても、老朽化等による公共施設の維持管理や内鍋清掃センターに係る施設の除却などによる増加が見込まれることから、引き続き比率の各項目の状況などについて注視していかなければなりません。

最後に、81ページを御覧ください。

令和5年度の地方消費税交付金のうち社会保障財源化分につきましては、2億7,232万6,000円であり、前年度に比べ173万8,000円の減となっています。

また、その収入を充当した社会保障施策に要した経費は36億4,305万1,000円で、前年度に比べ1,944万円の増となり、地方消費税交付金を含めた一般財源につきましては、8,175万6,000円の増となっています。

以上、令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について、概略御説明しましたが、審査のほどをよろしくお願いします。

〔議会費～衛生費〕

○委員長（豊留榮子） 御手元の審査順に従い、審査を進めます。

まず、議会費から衛生費までの審査に入ります。

決算書の27ページから40ページまで、決算報告書の120ページから153ページまで、監査委員の審査意見書の12ページから14ページまでといたします。

委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 総務費の一般管理費、決算報告書もありますけど、決算書の27ページに一般管理費の委託料、総額で1,478万8,000円ぐらいですね。このうち38万5,000円を予備費から出しているんですね。まず、これはどういう事情でしょうか。

○総務課長（山口太） この予備費充用につきましては、訴訟に関わる訴訟代理人への着手金であります。

御承知かと思いますが、令和3年に固定資産の価格についての審査申出がございました。その後、令和4年度に固定資産評価審査委員会でも審査決定いたしまして、その後、令和5年度に訴えの提起がございました。その着手金として38万5,000円を予備費から充用させていただいたものでございます。

○6番（立石幸徳） そうしますと、それは予備費充用をしないと対応できないわけですか。

つまりですね、今5年度決算ですけど、令和4年度も同様に予備費からこの委託料を、私4年

度の決算書はもう持ってきていませんけど、ちょっとメモだけしていますが、16万5,000円、4年度も全く同様に委託料を予備費充用しているわけですね。というのはもう事前に予測される、あるいは予算化でき得る費目になるんじゃないですか。その予備費からなぜ使わなきゃならないんですかね。

○総務課長（山口太） これまでも訴訟に関する経費については、訴えの提起があった時期によって、例えば議会で補正予算をお願いしてお支払いする場合もあるし、時期によって訴えの提起があればすぐ対応していかなければなりませんので、本市の顧問弁護士に訴訟代理人をお願いして、着手金をお支払いして訴訟対応していただくという形になりますので、その時期によって補正予算をお願いしたり、予備費の充用をお願いしたりということで、令和4年度の16万5,000円、これは別の訴訟の着手金だったかと思いますがけれども、こちらのほうも予備費を充用させていただきました。

今年度の38万5,000円については、令和5年7月4日に、いわゆる口頭弁論期日呼出状といいますか、訴状が本市に届きましたので、6月議会が終わった後になったかと思うのですが、そういった時期の場合は、予備費充用をお願いしてこれまでも対応してきているということでございます。

○6番（立石幸徳） ここ数年は常態化しているような感じを受けるんですけど、それから4年度もこの委託料の156万円ぐらい不用額が出ているわけですね。今度5年度も172万円ぐらいは不用、余っているわけですよ。つまり予備費を使わないと、その時期によってといいますけれども、予算そのものは委託料としては、予算的には余裕があるんじゃないんですか。その辺のところを詳細に教えてください。

○財政課長（笹原正二） この一般管理費につきましては、単一の課でなく、複数の課がそれぞれの複数の事業を持って編成をいたしております。単に行政係が持つこの事業費だけでしたら、その中から流用なりする中で、執行残が出ないような形で予備費の充用等されますけれども、複数の課にまたがり、それぞれが事業予算として行う中で、最終的に170万円程度の執行残が出るというような形となっております。

○6番（立石幸徳） 一般管理費ですから、総体の複数の課にまたがるいろんな経費だということは分かりますよ。ただ予備費というものを、こういうある意味で数か年に渡って似たようなといいましようか、そういう形で持ってくるというやり方というのは、予備費と言えるのかっていう気がしないでもないですよ。むしろその委託料をそういう状況が予測されるのであれば、予算化すべき、そういうことにはなるんですか、どうなんですか。

○財政課長（笹原正二） 予備費を充用する場合といいますが、先ほど申し上げましたとおり、予算編成時期において予測されないもの、または額ははっきりしないもの等ございます。その中で、当初予算につきましては、必要な経費は、総計予算主義で年間を見通した形で計上いたしますけれども、例えば今回の訴訟委任経費でございますとか、突発的な経費については、予算の流用であるとか充用であるとかそういったもので対応しております。

総務課の今回の訴訟委任経費につきましても、当初予算計上時にはまだ判明してない部分もございまして、計上されないという形となっております。枠で予算計上いたすようなものではないと考えております。

○6番（立石幸徳） この件の予備費充用の議会への事前説明はあったんですかね、どうなんですか、確認しておきます。

○総務課長（山口太） 全協で報告申し上げていると思うんですけども、その日付について少し調べさせてください。

あとつけ加えますと、決算報告書の122ページの上から4番目、右側の部分ですけれども国家賠償請求等事件ほか2件に係る訴訟委任（着手金及び報酬金）82万5,000円とございます。

これはいわゆる先ほどから申し上げている２件の訴訟に、令和５年度はもう一件、３件の訴訟対応をすることになりました。

その内訳は先ほど申し上げた国家賠償請求等事件の着手金を４年度に予備費充用したこの訴訟の報酬金がまず１６万５,０００円だったわけですが、この報酬につきましては、訴訟終了の時期が議会提案をお願いできる時期だったということで、令和６年３月議会に追加提案をさせていただきます。

先ほどから申し上げておりますその固定資産評価審査決定取消請求事件の着手金は予備費充用ということでございますけれども、もう一件、市のＤＶ支援措置に関わる国家賠償等請求事件というものも令和５年度に訴えの提起がなされまして、この着手金が２７万５,０００円だったわけですが、これにつきましては、令和５年９月議会に補正予算の追加提案をお願いしている状況でございます。

そういったことで、この訴えの提起というのは予想し得ないところがありますので、その時期によって、可能な場合はできるだけ議会で補正予算をお願いして、それが難しいときには御説明をした上で予備費充用という形で今後とも対応してまいりたいと考えております。

先ほどの全員協議会での報告につきましては、令和５年７月４日にいわゆる訴状がこちらのほうに届いたわけですが、その後、令和５年８月７日の全員協議会におきまして、予備費の充用で対応したいということで市長のほうから御報告しているところでございます。

○６番（立石幸徳） もう言うまでもないことなんですけど、そのいわゆる自治体予算の執行は議決後の執行というのは大原則ですのね。ただ、予備費ももちろんそういうタイミングがずれたり、どうしても予備費を使わざるを得ないという事態は発生はすると思うんですけども、毎年度のごとくそういう予備費充用に委託料が出てくるということを整理をさせてもらいました。

別件で決算報告書の１２１ページ、職員数の状況、令和５年４月１日現在で２６１名、これは一般会計の分だというふうに確認してよろしいんですかね。

○総務課長（山口太） はい、そのとおりでございます。

○６番（立石幸徳） そうしますと、一般会計関係の現在の職員定数条例上の定数は何名になるんですか。

○総務課長（山口太） 職員定数上は３５１人になるかと思います。

○６番（立石幸徳） 定数条例には、当然、公営企業の水道、病院、そういったところの定数を含めて４１６名ぐらいの庁内全体の定数であると思うんですけど、ただこの３５１人と２６１の違い、一般会計では９０人ぐらい違うわけですかね。全体とすると１００名以上を超える違いが定数条例と実数では出ています。この件はずっと副市長が総務課長時代からいろいろと議会でも取り上げられて、副市長自身もこのあまりにも違い過ぎるこの定数と実数、早期に条例改正をしたいということで、私自身も昨年の６月議会の一般質問でこの件を取り上げて、現総務課長が本年３月議会までには、改正条例を提案すると。もう３月も過ぎて半年来ているんですよ。

この定数条例の改正は、何か非常に手間取っているというか、もう大分以前からのことですかね。なぜこういうことになっているのか、その辺の事情を説明いただきたいと思います。

○総務課長（山口太） ただいま６番委員からございましたとおり、昨年の６月定例会におきまして、職員定数についてのお尋ねをいただきまして、条例改正議案の提案時期についてお答えをいたしました。そのときにお答えしたのは、私はここに今、会議録を持っておりますけれども、本年度か、早ければ今年の３月議会にということでも申し上げておりました。

本年度ももう６月議会、今回も提案申し上げておりませんので、条例改正議案の提案につきましては、次の１２月議会において提案する方向で今準備を進めているところでございます。

○６番（立石幸徳） 私の認識と違う面もあるんですけども、確認として、次の１２月議会には提案するということの確認でよろしいわけですか。

○総務課長（山口太） はい、次の12月議会に提案したいと考えております。

○6番（立石幸徳） もちろん、提案があつてからいろいろ審査もあるんですけど、方向性としてですね、私が昨年6月議会で聞いたのは、行政改革という一つの大きな取組の中で定数管理というのをどう位置づけるか、つまりここにも今度の5年度決算でも、定年退職者は、この121ページに出ているようにゼロ、これは定年を引き上げてきていますので、5年度は定年退職者が出ない時期であつて、退職者はゼロになったんですよ。

では、5年度の定年は何歳になっていたんですか。あれ段階的に引き上げていくようなことになっていたんじゃないんですか、定年も。

○総務課長（山口太） 令和5年度の定年というお尋ねでございますれば61歳ということになります。

○6番（立石幸徳） そうしますと、前に審査したからちょっとそのとき出たと思うんですけども、65歳になるまでは何年かかるんですかね。年ごとに引き上げていくんですかね。

○総務課長（山口太） ただいまございましたとおり、2年に1歳ずつ定年年齢が伸びていくということになりますので、現在の制度上は、令和13年度で65歳まで延長になるということになります。

○6番（立石幸徳） 令和13年といってもかなりの期間があるわけですけど、そういう意味で、この定員管理も今定年延長という課題が出てきたから、定数管理もかなりいろんな意味で複雑になってきていると思います。ただですね、私は行革でこれ最後にしますが、本市の行政改革上、定数管理、実際の定員が増加するような、これからの計画になっているんですよ。それが果たして、これ市立病院でしたけど、行政改革と言えるのか。

市立病院を増加するとしても、どっかのところをちゃんと調整できるような、そうでないですよ、昨年6月議会で盛んに聞いてまだ回答をいただいていないんですけど、いわゆるその本市の行政改革の効果、これは定員を増やせば当然行革どころか、経費は上がっていきますよ、人員が増えるわけだから。人員を増やして経費を上げる行革とは聞いたことがないですよ。

だから、これまた総括で繰り返しますけどね、別件もありますので、組織機構の件もですね。ただ、今総務費の段階では、行革に取り組むと言いながら、その経費が上がっていくような行革なんかやめてくださいよ。

○副市長（本田親行） 現在の職員数につきましては、各種業務の民間委託・民営化等で職員数が、行革に努めてきたことから、定数との乖離が生じており、定数条例が形骸化している面は否めないところでございます。また、計画についても現状の職員数、それから今後の職員定年延長等も踏まえて12月議会に条例案をお願いするところでございますけれども、増員ということにつきましても、育児休業の取得の考え方であったりとか、社会状況の変化等により、必ずしも全ての部局等で減少するという事にはならないと考えております。

○6番（立石幸徳） 今、副市長の説明からいくとですよ、そういうことになると、行政改革の効果っていうのは、特に効果額はいつまでたっても出ないですよ。それはもう量的とか質的とかいろんな理由を言われますけどね。行政改革というのは明確にその効果額を出して初めて行政改革じゃないですか。今副市長が言われたことも含めて、きちとした効果・成果を出していただきたいと、それが出るまで私は言い続けるつもりですので、よろしくお願いします。

○9番（禰占通男） 今のこの122ページの関連です。

国家賠償訴訟請求等について、訴訟の結果はどうなっているんですかね。まだ継続中もあるんですか。

○総務課長（山口太） 先ほどのこの122ページのこの82万5,000円の経費については、3つの訴訟に関わるものということで御説明申し上げました。

1件目の、なかなか訴訟の請求の内容を簡単に御説明するのは難しいんですけども、個人情

報の訂正請求等に関わる件の国家賠償請求等事件というのがまず一つあったんですけれども、これについては、先ほども申し上げましたその82万5,000円の中に16万5,000円の報酬金が入っておりますので、これは相手方の請求が却下あるいは棄却という形でもう訴訟は終了しております。これがまず1件です。

もう一件の固定資産評価審査決定取消請求事件、これにつきましては、現在、いわゆる弁論準備手続と申しまして、訴訟の争点と証拠の整理を行う手続になりますけれども、これが9回ほど行われておりまして、現在係争中でございます。

もう一件の市のDV支援措置に関する国家賠償等請求事件、これにつきましては、口頭弁論が1回、弁論準備手続が8回ということで、これもまだ係争中でございますので、現在2件の係争中の訴訟があるということでございます。

○9番（禰占通男） 今終了した部分、2件はあと係争中ということで、賠償とかももろもろの部分は発生しているんですか、していないんですか。

○総務課長（山口太） 先ほど申し上げた訴訟が終了した事件については、枕崎市と枕崎市立病院に対してそれぞれ50万円ずつ損害賠償請求（9ページに訂正発言あり）という訴えでございましたのが、先ほど申し上げたとおり、請求というのは、却下あるいは棄却という形になりましたので、いわゆる勝訴したということで、本市が損害賠償を支払うということにはなってございません。

○9番（禰占通男） 結局、市民の方と行政の訴訟になるんですけど、ワンクッション置いて、何かこう解決とか相談窓口とかそういうのはどうなっているんですか。訴訟に至るまでのこの行政の相談窓口みたいな対応、そしてまた訴える側の市民にもそういう対応を教える部分とか、どうなんですか。

○総務課長（山口太） 訴訟に至るまでの経過は、この3件でもいろいろそれぞれあるわけなんですけれども、私どももいろいろ訴訟に至る前に、先ほどの訴訟が終了した事件に関しては、もう2年も3年も御本人とお話を続けてということで、いろんな対応してまいりました。

御本人が訴訟を提起するということは、もうそれは御本人の自由意思に基づくものですので、そこは止めることはできないのですけれども、そういったことで、できるだけこういった法律問題と申しますか、そういったものが訴訟まで発展しないように、顧問弁護士にも当然この件で相談も複数回した上で、こちらも庁内でもいろいろ協議しながら対応を検討したりとか、そういった対応を常にというか、いろいろな件で私どもはそういう対応を行っております。

また、市民の方々の相談というのは、法律相談、いろんな相談、社協とかそういったところでもあるわけなんですけれども、あるいは無料で弁護士の相談を受ける機会とかそういったものもあるかと思います。

あるいは訴訟じゃなくて調停とかそういった対応を取られる市民の方もいらっしゃると思うのですが、そこはそういった形で市民の方々も相談窓口を利用され、市としては先ほど申し上げたような対応を取っているということでございます。

申し訳ございません、先ほどから申し上げている訴訟で、枕崎市と市立病院に対してそれぞれ50万円ずつの損害賠償請求があったと申し上げましたが、これは原告がお2人、子供とその親が原告でございましたので、その子と親がそれぞれ枕崎市に対して50万円請求があったということでございまして、市立病院に対する請求はないということで、おわびして訂正させていただきたいと思います。

○6番（立石幸徳） 企画費の決算報告書129ページですね。その企画費の空港廃止に係る補助金返還金58万9,740円。この決算報告書、決算書を当局から議案配付されたときに、まず当然、予算書と対照をするわけですね。この決算分の予算はどこにあったのか、どういう形で予算が出たのかというのを、ほかの作業もありますけど、予算との比較をまずするわけですよ。この関

係のいわゆる空港を廃止するときの補助金適正化法に関わる補助金の返還ですよ。これの予算はどこに出てくるんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 空港廃止に係る補助金返還金について、当初予算では総務費、総務管理費、諸費の中の国県支出金等精算返納金で、令和6年度当初予算におきましては、54万5,000円の予算計上を行っています。

○6番（立石幸徳） 正直ですね、今、決算に該当する予算をどこに計上しているのかというのを探するのに正直苦慮したんですけど、なぜ決算では非常に分かりやすくというか、空港廃止に係る補助金返還金と。予算ではなぜその空港廃止に関わる補助金返還金の予算という形で表記できないんですか。

○財政課長（笹原正二） ただいまの空港廃止に係る補助金返還金につきましては、令和5年度当初予算書の55ページ、諸費の中で、国県支出金等精算返納金ということで令和5年度当初予算に59万円ということで計上してございます。

そもそも表記がなぜこういう分かりやすい表記じゃないかという御指摘かと思えますけれども、このシステムの登録上、今こういったルールで国県支出金等精算返納金につきましては、決算でこのような形で多く出てまいりますこともありまして、予算上では、こういった国県支出金等精算返納金という形で統一した表記でさせていただいております。

今当初予算につきましては、空港廃止に係る補助金返還金のみを計上してございますけれども、その後、それぞれが決算を迎え精算を行う中で、今回の9月補正等でも、また同じ細節の名称で出てくるものでございます。

今回は、予算の資料要求ということで一覧表をお出しして初めて、その中身が判明されるという形になるわけですが、確かに当初予算の段階で、そういった予算書は分かりづらい表現となっているということでございます。

○6番（立石幸徳） 財政課長も分かりづらいと認めているんですけどね、分かりやすくしてくださいよ。これまず内容的なものを聞きますけど、この補助金返還はいつから始まっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） この返還につきましては、平成25年度、平成25年8月1日分から返納が始まっており、終了が令和16年8月31日までとなっております。

○6番（立石幸徳） そうしますと大体20年ぐらいになるんですかね。計算で返納金総額は幾らになっているんですか、全体額。

○企画調整課長（日渡輝明） 本年1月現在の国庫納付見込み合計額としまして、1,272万1,851円です。

○6番（立石幸徳） 過年度の分じゃなくて、これから令和16年ですか、将来の返納額の見込みといいたいでしょうか、それも加えた、国のほうからは全体額が示されてくるんじゃないんですか。その全体額ですよ。

○企画調整課長（日渡輝明） 平成25年度から令和16年の8月31日までとなりますが、この20年間の合計額が1,272万1,851円です。現在、令和5年度までに納付した額が657万7,245円です。

○6番（立石幸徳） 空港廃止のときも、大分前のことで我々も記憶が定かじゃないんですけどね。補助金適正化法に基づいてといいたいでしょうか、それこそ正確な補助金返納額と本市の場合は、何かその配慮がなされたというようなこともあったんですよ。

今、課長が言うその約1,270万円というのは、これはその補助金適正化法に基づく基準といいたいでしょうか、ちゃんとした算式の返還額が1,270万円なのか、何らかの政治的といいたいでしょうか、配慮があった上での金額なのか、どちらですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 国庫納付に係る部分につきましては、土木施設及び照明施設について、現在、市とKクリーンエナジー株式会社の土地賃貸借契約が令和16年8月31日までとな

っており、この賃貸借期間における国庫納付見込み合計額として、先ほど申し上げました1,272万1,851円ということを示されているところでありますが、あくまでも目的外使用の適用ということを示されている金額です。

○6番（立石幸徳） この空港施設に限らず、公共施設等で当然補助金を適用していろんな施設を建設あるいは設置した場合に、それがどうしてもまた使用目的とか、かれこれを変更せざるを得なくなってしまう、そして当初目的と違った利用をする場合に、当然、その補助金の返納額はこういう算式で補助金は返還をしていただくというものが国のほうからちゃんとそれはもう示されていますよね。補助金適正化法に基づく返還額は、当局ではつかんでいないんですか。

今、先ほどの説明からいくと、何か賃貸借の関係でというか、何でそんな金額が出てくるか、市民はちょっと理解できないですよ。

○企画調整課長（日渡輝明） 6番委員からございました補助金適正化法に基づく金額の総額というのは示されていないところでございます、私どもも承知をしていないところです。

○6番（立石幸徳） 補助金適正化法ですよ、法律に基づく補助金返納は示されないで、先ほど企画調整課長が説明したような賃貸借の関係の計算で1,270万円ですか、そういうものを返しますというのは、そのこと自体は国は補助金の返納分として容認といいましょうか、それでいいですよとなっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 本市から平成25年5月15日付で申請を行いました枕崎飛行場整備事業に係る財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき承認する内容で承認書も出されているところです。

条件としましては、処分完了後速やかにその処分状況を報告するものとし、処分しようとする財産に係る国庫補助金等相当額を国に返納することとなっており、今回処分しようとする財産につきましては、枕崎飛行場の土木施設及び照明施設で、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、目的外使用収益ありの内容で、算式によりまして納付額が示されているところです。

○6番（立石幸徳） 非常に細かい補助金適正化法の第22条を私もこれから調べてみないと分からないような法律の条項ですけどね。

ただ今の説明を聞くと、いわゆる補助金の適正化法というものに基づいてはその使用期間あるいは補助金の残余期間とか残っている期間ですね、そういうものがあって、幾ら返さなきゃならないというのは一般的に言えば変ですけども、ちゃんとしたものが存在しているんじゃないんですか。

今、課長の説明を聞くと、22条に何か特別事情みたいなものを書いているんですか、22条に基づきと言いますけど。

○企画調整課長（日渡輝明） 枕崎飛行場整備事業の財産処分における国庫納付額についてということで、国庫納付の考え方としまして、航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について、目的外使用収益ありの場合、目的外使用により生じる収益に補助率を乗じた金額を国庫納付することとしており、平成25年度より賃貸借契約に基づく毎年の貸付け料に補助率を乗じた額の納付を開始しているところです。限度額としましては、国庫補助金等相当額を上限とすることとされております。

あくまでも目的外使用により生じる収益に補助率を乗じた金額を納付するということになっているところです。

○6番（立石幸徳） 私も先ほど課長の説明にあった第22条を確認した上で、また総括なり、あるいはこれもうちょっと長くなるとまた費目がちょっと変わりますのでね、現在、飛行場にあるメガソーラーのパネルの処分、これらについても、国がいろんな環境省を中心に新しい方針なり、これは誰が一体処分するのか、経費がどうなるのか、そういった問題も今後飛行場については出てきますのでね、一応保留しておきます。

○委員長（豊留榮子） まだ質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手する者あり]

○委員長（豊留榮子） ここで10分間休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時33分 再開

○委員長（豊留榮子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

○5番（水野正子） 129ページですけど、障害児施設給付費等負担金がありますけど、この内容と本市に何件あるのかお聞かせください。

○福祉課長（福永賢一） 補正のときも御質問いただきましたが、本市は児童発達支援・放課後等デイサービス事業を行う施設が4か所ございます。

○5番（水野正子） 給付費は4か所ですかね、毎年負担金があるんですか。

○福祉課長（福永賢一） こちらは諸費ということで、4年度の実績に伴う5年度に返還した額でございます。

○5番（水野正子） 障害児入所給付費等負担金とありますけど、障害児は本市には何人いるんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 一般質問でもお答えしたかと思いますが、5年度の実績としましては、児童発達支援を利用した障害児、これは未就学児になりますが、実数で89人。それから放課後等デイサービスを利用した小学生から高校生までにつきましては、実数で98人が5年度の実績となっております。

○5番（水野正子） 妊娠・出産包括支援事業等ですけど、こちらは何人ぐらい利用されたのかお聞かせください。

○健康課長（平塚孝三） この事業は多岐にわたる事業でありまして、詳細に計算しないと出ないですので、また後もって答弁したいと思います。

○委員長（豊留榮子） これは保留しておきますので、ほかの質問を。

○5番（水野正子） 先ほど障害児のことをお聞きしたんですけど、89名いるということですが、この障害は身体障害者も含まれるんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 身体に障害がある御子様、それから療育手帳、知的に障害のある御子様、それから発達障害という形、それ以外も手帳は持っていないけれども、そういった状態にある御子様ということで、対象となっているところです。

○5番（水野正子） 身体障害者の方は、この障害児施設に入所できるんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 基本的に障害者施設に入所するのは可能でございます。

○11番（橋口洋一） 決算報告書の123ページの文書費、例規集更新経費が215万円上がっておりますが、これは何冊分の更新でしょうか。

○総務課長（山口太） 例規集更新経費215万3,250円の内容でございますが、業者にお支払いする固定経費といいますか、システム管理委託料等ということで、固定経費が146万2,560円ございます。これにプラス、条例規則等の改正一本当たりの金額が決まっておりますが、これが1万4,700円になります。それが、令和5年度は47本の条例規則等の改正があったということで、これをたしますと215万3,250円ということになります。

ただいま委員から、何冊分とございましたが、それは例規集の簿冊のお話でしょうか。——令和5年度で簿冊は90冊の差し替えを行っておりますが、今年度からこれを30冊に減らしているところでございます。

○11番（橋口洋一） 私も全体を更新する必要はないのかなと思ひまして、私どももタブレットとか今使っているところですので、そういったところで、ICT化、DX化と言われていると

ころで、これは減らさないといけないんじゃないかなというところがありましたので確認でした。その方向に向かっているということで了解いたしました。

続きまして、124ページの会計管理費の市税等のコンビニ収納手数料、こちらは何件取扱いの件数がありましたでしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） 市税等のコンビニ収納手数料の件数につきまして、市税の部分についての件数になりますが、1万1,032件の取扱いになっております。

○11番（橋口洋一） 分かりました。ここ3年ぐらいの数字は分かりますか。

○税務課長（鮫島眞一） 令和4年度の件数でいきますと、1万0,389件になっておりますので、少しながら増えてきている状況になります。

令和3年度については、手元に数値がありませんので、2か年分でお答えいたします。

○11番（橋口洋一） 分かりました。コンビニの収納手数料ということで、利便性が上がっているかと思います。ちなみにこれはコンビニの収納手数料でしたが、市税等におけるペイジー（P a y - e a s y）への対応は今どうお考えでしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） 現在ペイジー（P a y - e a s y）の取扱いは行っていないところです。

ペイジー（P a y - e a s y）の取扱いをするためには、システム等の改修が必要になってまいりますので、改修経費も発生いたしますので、当面につきましては、地方税共同機構が行うデジタル化推進に重きを置きまして、そちらを優先してやっていく考え方でおります。

○11番（橋口洋一） 分かりました。利便性の向上は非常に皆さんよく言われるところです。コンビニで住民票をとかいう話も度々出てきます。それも費用の関係でということで話が上がっておりますので、できるだけ利便性向上に力を入れたところでお考えいただければと思います。

次に、その下の財産管理費の市役所職員駐車場区画線工事7万3,700円、これってどこの部分の区画線を引かれたところでしょうか。

○総務課長（山口太） 駐車場の区画線工事の場所でございますが、枕崎小学校の裏門の前に駐車場があります。

それと建設課の近くに駐車場がありますが、あの場所の駐車線が消えて止めにくい状況がありましたので、引き直したものでございます。

○11番（橋口洋一） これ職員駐車場となっておりますが、職員が利用する駐車場ということでよろしいですか。

○総務課長（山口太） もちろん職員もですし、来庁者の市民の方々もお止めになる場合もありますが、基本的には小学校の裏門の前は、朝の市役所に来る時間帯は通れなくなっておりますので、あの区画は登庁時には止められませんが、建設課の裏口の駐車場は職員が朝は駐車しているような実情でございます。

○11番（橋口洋一） 職員が使っていますということで、職員の利用基準みたいなものもあるんですか。

○総務課長（山口太） 御承知のとおり、中庭の駐車場といいますか、そこも手狭で通路まで止めないといけない状況もございます。

特に雨の日は多い状況でございますが、職員駐車場も手狭な状況もありますので、2キロ未満というか、自動車を利用しなくても登庁できる職員は、できるだけ徒歩、自転車あるいはバイクでと、健康面のため歩いてきたりされている方も多くいらっしゃいますが、そういったことで職員にはお願いしているところでございます。

○11番（橋口洋一） 分かりました。

どういった基準でやっているのかなと、お願い事項なので料金等も発生しないんだろうなというのが分かりました。

次に、126ページの企画費の中のJ R指宿枕崎線利用促進事業8,890円、説明資料の中ですかね、91名ほど、事業を使いましたという話があったかと思うんですけど、そこでは9,100円だったかと思うんですが、この金額が違うのは何ででしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） J R指宿枕崎線利用促進事業については、立神小学校、枕崎小学校の児童が利用しておりまして、枕崎駅から薩摩板敷駅間の利用を92名、児童85名、引率7名の利用で事業費としましては8,890円となっているところです。

○11番（橋口洋一） 利用促進事業ということで、重要項目に上がっているところですが、8,890円をどう捉えられているのでしょうか。金額、実数を教えてください。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、このJ R指宿枕崎線利用促進事業補助は、利用促進の一助とするため、市内の保育園、幼稚園、子ども会、スポーツ少年団、小中学校のPTA等を対象に、それぞれの団体が行う指宿枕崎線を利用した社会科見学、文化・スポーツ交流等の活動を支援することにより、指宿枕崎線の利用促進を図り、子供たちが指宿枕崎線への愛着を深めてもらうことを目的として、平成31年度から開始している事業です。

令和5年度の実績としましては、先ほど申し上げました92人の利用実績となっておりますが、令和5年度につきましては、あらかじめ教育委員会、学校等にもお伺いしまして、利用促進を図るためのお願いも行っております。

利用促進に向けた取組としまして、昨年度の実績を踏まえ、今回、教育委員会、小中学校にも改めてお願いをいたしまして、利用促進が図られるよう取組を進めているところです。

○11番（橋口洋一） 小中学校、保育園とか、そういったところに声をかけて、こういう事業をしていることは存じ上げているところで、これ一人頭100円補助ですよ、そういった形になっております。

非常に額的にも少ないのかなと、補助するのであれば、もっと大幅に補助するというのもあっていいのかなと思っています。

これにつきましては、小学校もしくは保育園、老人クラブとか、ああいったところも利用できたかと思います。

そういったところにも声をかけるのもそうでしょうが、もっと幅広く声をかけていかないことには、利用促進にはつながらないと思うんですよ。

今話合いも適宜行われているところかと思います。そういったところで、今後また促進事業については、またさらなる利用を図るところを切に希望しております。よろしくお願いいたします。

最後に128ページの諸費で、市税還付が1,268万4,410円、こちらの内訳をお示してください。

○税務課長（鮫島眞一） 市税還付の内訳について申し上げます。

個人市県民税が115件で約333万8,000円、法人市民税が64件で約464万4,000円、固定資産税が20件で約466万3,000円、軽自動車税が3件で約3万9,000円となっております。

○11番（橋口洋一） 年度によって大きく異なるのかなと、令和3年度の決算を見てみると440万円程度だったかと思います。大きく金額が変わるのは、どういう状況でこの状態になったんでしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） 過年度分の歳出還付になってまいりますので、年度によって、それぞれの申告等で額の変更が生じます。

一般的に金額が大きいものは、法人市民税の確定申告による歳出還付等が金額的に大きいものとなっております。

あと、所得税の確定申告により、個人市県民税に影響が出たもの等となっております。

○11番（橋口洋一） それにしても何か多いような気がするんですが、還付はもちろんその年々の政策等によって変わってくる、あとその事業者の適用の仕方、援用の仕方ですね。

そういったものによっても変わってくると思うので、そういったものが大きく影響したと考えたところでよろしいでしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） そのような考え方になってくるかと思います。

○委員長（豊留榮子） ここで、先ほどの妊娠・出産包括支援事業について、健康課長から説明があります。

○健康課長（平塚孝三） 先ほどの水野委員の妊娠・出産包括支援事業等の国庫返納の関係で御説明いたします。この国支出金精算返納は4年度分の実績に対する返納ですので4年度の実績で答えます。産婦健康診査が3か月から4か月の健診時実施ということで受診者数が77名、産婦健康診査、これは医療機関のほうで受診する件数ですけれども、74名、延べ回数が139回、それと産後ケア時ということで利用者数が4人、利用日数が10日ということで実績がなされているところです。

○5番（水野正子） 産後ケアは4人しか利用されなかったということでしょうか。

○健康課長（平塚孝三） 4年度は4人ということになります。

○5番（水野正子） 4人だと少ない気がするんですけど、もっと周知して利用者を増やしていただけたほうが、これ69万円ほど返納しているってことですね。ですので、もっと利用してほしいなと思いますので、周知をよろしくお願いします。

○健康課長（平塚孝三） 令和5年度の実績につきましては、ショートステイが1名、デイケアが4名、延べ11日間ですね。ショートステイは延べ1名の方が2日間ということで利用があったところです。

○4番（上迫正幸） 報告書の126ページ、「枕崎の、仕送り。」ふるさとの味エール便事業です。去年とすると半分になっていると思うんですが、この理由は何でしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 令和5年度の事業としましては、19歳から22歳までの大学生世代を対象としまして地場産品を送付しているところです。これにつきましては、平成13年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの方を対象にしており、実績としましては、170人への送付実績となったところです。

地場産品につきましては3,000円単価のものをホームページ上で3種類、2業者から選択をしていただく内容で実施をしております。

令和4年度も同様の対象世代への送付となっているところでありますが、令和4年度につきましては334人への送付実績となっているところです。

○4番（上迫正幸） これは単に19歳から22歳までの大学生の数は毎年変わるということで予算も上下するんでしょうかね。

○企画調整課長（日渡輝明） 事業につきましては、対象世代へ案内を行いまして、希望申込みのあった方に送付を行ったもので、令和5年度の実績としましては170人となっております。

○4番（上迫正幸） 申込みがあった人に送るということの理解でよろしいですか。

○企画調整課長（日渡輝明） そのとおりです。

○4番（上迫正幸） 同じく126ページの結婚新生活支援事業補助について、これも去年と比べると102万9,000円ぐらいの減になっているんですが、この理由をお願いいたします。

○企画調整課参事（橋口和洋） この結婚新生活支援事業補助につきましては、今年度は2件の55万6,000円となっております。令和4年度は7件の交付がありまして、158万5,000円となっているところです。

○4番（上迫正幸） これも結婚される方の数が減ったから減ったということですね。

○企画調整課参事（橋口和洋） この補助の対象の要件がありまして、お2人の所得が年間2人合わせて500万円未満となっているところです。本市の婚姻の届出件数は大体40件程度で推移していますが、この所得制限があるので、なかなかその支給対象者が増えてない状況かなというふ

うに分析しているところです。

○4番（上迫正幸） はい、分かりました。

それで、もう一件、報告書の136ページ、交通弱者対策事業です。これタクシーチケットだと思いますが、115人に交付して、何人の方が使われて、何人の方が使っていないか人数が分かりますでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 申請者が1,115人ということで、使っていない方は把握ができていないところなんですけれども、利用枚数としては1万9,931枚利用していますので、前年度よりもちょっと申請者数が減ったんですけれども、利用率としましては平均的な人数で割った1人当たりの利用枚数としては17.8枚ということで、利用状況は前年並みの状況だと理解しております。

○4番（上迫正幸） 申し込んで、チケットを受け取って、老人ホームなどに入所した方が使えないといった場合の、そういう届出はないですかね。

○福祉課長（福永賢一） 自宅におるときに申請されて、それから施設、入院等で長らくその期間使っていない方はチケットがそのまま自宅で眠っているという形で、それも使わなくなったから返還しますっていう方は前年度いらっしゃるしませんでしたので、4年度の実績で11%ぐらいそういった方がいましたので、5年度も同様に10%程度はそういう方がいるのではないかと推測しているところです。

○4番（上迫正幸） 昨年度24枚から36枚に拡充してもらいましたが、6年度もその予定でしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 今年度から36枚ということで増やしましたので、当面、このままの制度でいく予定にと担当課としては考えているところです。

○12番（吉嶺周作） 今言われた交通弱者対策事業の下のほうの買物弱者地域生活支援対策補助に6万5,210円となっているんですが、これどういった内容になっているんですかね。

○福祉課長（福永賢一） こちらは移動販売を行う事業者に対しまして、ガソリン代の補助をしているものになります。JA南さつまが3市をまたがってコースをつくって、5コースぐらいコースを持ってそういった移動販売をされている部分で、1キロ当たり10円ということで月額2万円を上限で本市は補助をしておりますが、その年間の実績になります。この制度は、南九州市、南さつま市も同様にこの制度をしているということになります。

○12番（吉嶺周作） 1事業者が本市の方ということでいいんですか。

○福祉課長（福永賢一） 事業者としてはJA南さつまが実績としては、移動販売を行う事業者としてこの申請をさせていただいているところです。

○12番（吉嶺周作） 報告書の122ページに防犯カメラ保守点検委託29万7,000円とあるんですけれども、これはどこが管理をしているんですか、委託業者はどこになるんですか。

○総務課参事（平田寿一） 市内の電気店であります。

○12番（吉嶺周作） 7か所しかまだ今ないんでしょうかね。前から増設したほうがいいのではないかとってきているんですけど、いまだに7か所になっているんですか。

○総務課参事（平田寿一） 昨年、ライオンズクラブさんから頂いたのが4か所分ありますので、現在設置箇所は11か所になっているんですけれども、市のほうで、特別また予算を組んで設置しているというのは今のところございません。公共施設はまた別に設置をしてあります。

○12番（吉嶺周作） 7か所の設置は立神地区に1か所、桜山地区に1か所、別府地区に1か所、枕崎地区に4か所でしたよね。そのほかに4か所増えたということなんですか。

○総務課参事（平田寿一） 先ほど言いましたように、ライオンズクラブさんから寄贈していただいたものがありますので、それが4か所増えております。4か所の設置場所は枕崎地区に1か所と、桜山地区に1か所、別府地区に2か所ということになります。

○副市長（本田親行） 防犯カメラにつきましては、市内にどれだけあるのかというのについて

は我々も把握はできないところでございますけれども、ライオンズクラブから頂いた防犯カメラの設置等について、警察とも協議しながら、主要道路の辺を選定して設置しております。

また公共施設につきましても、必要な箇所につきましては設置を行っているわけですが、今後また公共施設等について設置が必要というのは協議しながら、設置についても必要であれば検討を行っていきたいと考えております。

○12番（吉嶺周作） この成果としても犯罪及び交通事故防止などの抑止効果を目的にとありますけれども、警察との連携もできているんですかね。

例えば交通違反だったり、そういったものの確認とかですよ、そういうのにも使われているのでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 令和2年度から設置をしているのですが、この令和2年、3年、4年については年に6件、警察からのそういう犯罪関係で確認をしたいというのがあります。令和5年度については3件だったところです。

○10番（平田るり子） 今、これもちょっと質疑しようと思っていたんですが、保守点検となればやはり市で取り付けていくと予算がかかっていくだけのものだと思うんですが、市のほうでは全然つけていないということで、これからやっぱりそこはつけていかないと、私たちのイベントの会場で事件までにはならなかったんですが、これもう下の人に当たっていたら死んでしまっていたかもしれないぐらいの大きな石の崩落がありました。

そういうものもこれからは先ほど最初に出た市としての賠償問題とかやっぱりそういうものの証明になるので、これからも重要なものになっていくと思いますので、予算がかかってまた点検料も加算していきますが、市が積極的にこれはぜひよろしく願いいたします。

○副市長（本田親行） 公共施設に設置していないということを申してはございません。

庁舎であつたりとか、駅舎であつたりとか、南溟館であつたりとか、必要と判断したところには設置している状況でございます。

各道路等について、市として設置を行っておらず、市内全体の防犯カメラの設置状況の全容については、個人でつけられてらっしゃる部分、企業でつけられていらっしゃる部分、そういったものも犯罪があつた際には、警察等も情報提供を求めるんでしょうけども、市として、市内全体の設置状況については分からないということを申しております。

今後とも公共施設等の設置について必要な部分がございましたら、また庁内でも検討してまいりたいということでございます。

また、ライオンズクラブから頂いた分については、設置について警察とも協議しながら、主要な道路等を選定して設置しているところを申し上げたところでございます。

○10番（平田るり子） 公園とかトイレの設置はないということだったのでしょうか。やはりそこが私すごく気になっているので、そこもよろしく願いいたします。

○8番（眞茅弘美） 決算報告書123ページ、広報費のところですけども、広報まくらざき印刷製本代が昨年度に比べ金額が増えております。これは部数の増減があつたんでしょうか。

○総務課長（山口太） 令和5年度は令和4年度に比べて金額が増加しているところでございますけれども、これは発行部数は令和4年度と変更はございません。ページ単価の増に伴う金額の増ということでございます。

○8番（眞茅弘美） 広報まくらざきに関しましては、印刷業者にこちらのほうでこのくらいの予算っていうものを提示しての入札といいますか、そういう方法になるんでしょうか。

○総務課長（山口太） 広報まくらざきの印刷製本、先ほど1ページ単価の増に伴う金額の増と申し上げましたけれども、単価契約ですので、市内業者2者で毎年度入札という形で行っておりますけれども、予算を示してということではなくて、単価で金額を出していただいて、毎年業者を決定しているということでございます。

○8番（眞茅弘美） この決算書で言いますと、1ページ単価は今お幾らですか。

○総務課長（山口太） 令和5年度につきましては、1ページ単価は税抜2.15円です。ちなみに令和4年度は税抜1.97円となっております。

○8番（眞茅弘美） 1ページ単価は紙代とか印刷代の高騰ということだと思うんですけど、恐らく本市には2者しか印刷業者はないと思うので、今後も公平公正に行われるように努めてください。そして、広報紙に関しましてはこちらにも書いてございますが、読みやすく分かりやすい広報紙づくりに努めてください。お願いします。

続きまして133ページ、民生委員・児童委員の活動状況のところに、要保護児童の発見の通告44という件数が示されておりますが、こちらの民生委員・児童委員の方々が日頃の活動の中で、育児放棄ではないかって疑われる場合や子供が泣きやまないってということで連絡が来ていると思うんですけど、その後、関係機関で協議等していただきまして、結果として虐待が疑われたってという件数が分かりましたらお願いします。

○福祉課長（福永賢一） 民生委員に限らずですけども、そういった189（いち早く）に連絡があったり、虐待の報告があったりというようなことで、児童相談所がまず把握した部分だったり、あるいはそのほか各関係機関、地域の方とそういった部分をこちらで把握したケースについては、まず要保護児童対策地域協議会というところの受理会議を担当課である福祉課でしまして、要保護児童という認定を行います。その後、必要に応じて個別の関係機関や関係者による個別支援会議等を開いて、そこで支援の方針等と情報の共有等をしていきます。

令和5年度の実績につきましては16件ありまして、児童数としましては、DVであったり、養育に問題があったりとで振り分けが被っているのですけれども、児童としては45人程度認定しているところでございます。

○8番（眞茅弘美） 今人数を聞いて驚いたんですけども、これ本当に大事なところですね、助けを求められない、そういう子供に周りが気づいて、何とか保護してあげたりとかそういう手だてをするっていうことは本当に大事なことだと思いますので、民生委員・児童委員の方々に限らず、皆さんが気づいてあげるっていうことが大事だと思います。

それから150ページ、ヤンバルトサカヤスデ薬剤補助分は昨年度もたしか減額していて、今回も15万0,450円とかなり金額が減少しております。いいことなのかなと思うんですけども、実際のところどうなのでしょう。

○市民生活課参事（立石秀和） 今おっしゃられました薬剤補助の分で15万0,450円補助を行っているところですけども、令和4年度につきましては6万2,550円ということで、4年度よりは増えている状況ですけども、多かった要因としては、去年の11月頃に金山地区と駒水公民館で発生があったということで、買いに来られる市民の方がちょっと多かったところです。

○8番（眞茅弘美） 承知しました。しかし、以前に比べると大分減少しているのかなっていうふうに感じます。それでですね、上のほうにヤスデの発生状況は少なかったが、蜂の巣駆除依頼が多く発生したってということで、この生活環境保全事業のところの金額が蜂の巣駆除だけではないと思うんですけども、蜂の巣駆除に関しての状況を教えてください。

○市民生活課参事（立石秀和） 蜂の巣の駆除につきましては、生活環境保全事業の中で業務委託をしております、委託業者が蜂の巣の駆除を行っているところです。令和5年度につきましては、駆除件数は70件となっております。

○8番（眞茅弘美） 70件もあったんですね。蜂の巣を取りのぞいていただくっていう作業をしていただくんですね。

○市民生活課参事（立石秀和） そのとおりでございます。

○9番（禰占通男） 126ページ、地域おこし協力隊推進事業について10年以上続いていると思うんですけど、その経緯と結果としては、地域おこし協力隊の趣旨が、移住、起業をするという

ことになっているんですけど、その結果についてはどうなっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 令和5年度の地域おこし協力隊推進事業につきましては、移住交流推進及び関係人口創出拡大に向けた業務、観光振興業務、スポーツ交流推進業務を担う隊員、3名の体制で取組を進めております。

まず、企画調整課における協力隊につきましては、移住交流推進及び関係人口創出拡大に向けた取組を目的とした地域おこし協力隊1名となっているところです。本市におきましては、移住体験ツアーやお試し住宅などの移住体験の提供、U I ターン者の住宅確保支援に向けた助成制度や空き家バンク制度など、これまで様々な移住定住関係人口創出に向けた取組を進めているところですが、これらの取組につきましては、より効果的なものとしていくために行政のみではなく、民間の視点を取り入れたネットワークや人材を活用して連携をしていくことが必要であると考えているところです。

これまでの協力隊につきましては、市内に定住した方につきましては2名いらっしゃいまして、そのうちの1人の方が起業されており、この起業につきましては令和4年度の事業として取組をサポートしているところです。

○9番（禰占通男） 県内でも地域おこし協力隊を募集してもなかなか集まらない市町村もあるみたいで、本市としては募集をかければ、一応応募があるという状況ですよね。今2名の方、そして1人が起業と言いますが、そもそも最初の趣旨は移住をこちらでも望んで採用した。そしてまた、本市で企業の承継だったり、また起こす起業であったり、そうだったと思うんですけど、この採用の要件というか要旨というのは最初と現在ではどのようになっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 令和5年度の地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果というものが総務省から示されてございますが、鹿児島県の状況を見ますと任期終了者が305名、そのうち、同じ地域に定住した者として191名、定住率としては62.6%という数字が示されているところです。

○9番（禰占通男） うちとしてどういうふうに取り組むかということですよ。前、赴任してきてくれた若い方も3年いてくれたんですけど、途中でもう帰りたいとかそういう直々の声を聞きましてね、実際枕崎に来て内容が違ったのかなとかそういうことも危惧したんですけど、3年間満了して帰ってもらいましたが、応募するときと現実のギャップが激しいのかなと思ったりもするところなんですけど、どうなんですかね。

○企画調整課長（日渡輝明） 地域おこし協力隊の募集に関しましては、各課で取り組むべきミッションを示した上で、協力隊員の持つスキルを生かしながら取組を実施していただいているところです。

今9番委員が言われたように、地域おこし協力隊の考える取組と求める側のミッションの隔たりから、早い段階で協力隊を退かれるケースも全国的には報告がされているところです。そのような中で、地域おこし協力隊のお試し地域おこし協力隊、二泊三日以上で実施をするもの、地域おこし協力隊インターンとして2週間から3か月の間で、実際の協力隊の業務に従事する仕組みなど、国としてもこのような制度により地域での活動の後押しをしているところです。

○9番（禰占通男） いつもお隣を比較して申すのも何だか堅苦しいんですけど、お隣は結構移住してもらって起業されている方も多し、その横のつながりが何かこう強く感じます。地域おこし協力隊という赴任してきてそれをまとめる人、またその活動をどのようにサポートしているのかははっきり分かりませんが、やっぱりそういった支援の在り方ですよね。

今本市もスポーツ関係の方もいらっしゃいますが、本当に特別な協力隊員だと思っております。それで今の若い方たちの技量が分かればこれに越したことはないんですけど、やはりその市の取組も大事になるのではないかなと思っております。また、そのやり方もいろんな方策があると思っておりますが、今後の展望とか隊員の採用の在り方は、庁舎とかそこら辺での議論はどのように

なっているんですか。

○副市長（本田親行） 9番委員がおっしゃったのは隊員同士の横のつながりということで理解しておりますけれども、今4人隊員の方々がいらっしゃり、それぞれのミッションが異なるわけです。連携してそれぞれのミッションの到達度合いであるとか、2月に1回は報告会ということで、議員の皆様方にも参加していただいている方もいらっしゃいますが、市長や私も参加し、取組状況を説明して非常に隊員同士の横のつながりっていうのは強いんじゃないかなというのは感じているところでございます。

○9番（禰占通男） それとあと今4名の方々からの要望とか何かそういうのはないんですかね、特別に隊員の方たちが感じていることをまた行政にとか。また市民に対してこういう考えとか、そういうものについてはないんですかね。

○副市長（本田親行） その辺の要望も含めて隊員の方々と市長や私は協議を行ったこともございます。要望としましては自分たちのミッションを生かす事業について予算化をしてもらいたいというようなこともございまして、例えば移住交流の事業でありますとかそれぞれのミッションに応じて、6年度の予算はその方々の取組を反映させたような事業も組ませていただいているところでございます。

○10番（平田るり子） 私は2つあるんですけれども、今朝内鍋リサイクルセンターに行ってみました。ここで労働問題、やっぱり暑いとスポットクーラーが欲しいとか、今どきはもう洋服にファンもついていますよね。ああいうのもなかったようなので、直接いろんなことは聞いてきたんですけれども、全国で働き手が高齢化してしまっていて、しかしこの高齢化にもどうしても頼らないといけないというところがありまして、高齢者の方が働くに当たって今度は労働保険、何か起こったときの保険、これが物すごく多くなっているっていう状況が生まれているっていうのを聞いたんですけれども、その中で、これからそういう状況にどんどんどん進んで、これはもうお年寄りにも頼らなくてはいけなくなるので、そうすると、働く環境問題、こちら市としても考えないといけないかなと思って、やっぱり夏だけじゃなくて冬も環境的に厳しいという、そういった意見とかは耳に入っていますでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） 9月からオープンしたところで、これまで内鍋清掃センターの焼却炉の中で作業することが多かった方たちが屋外に出て今作業をされたりっていうことで話を伺いましたら、慣れない環境ということで温度的には焼却炉内の作業のほうが暑いんですけども、やっぱり外に出ると日差しが当たったりとかっていうことで、現在、そういう話は伺っております。夏場の対応策としてはスポットクーラーであったり、大きな扇風機を使って涼を取ることで対応しているところです。

また、今後、足りない部分は運転管理業者とも話をしながら、必要な対策は取っていきたいと考えているところです。冬はまだ今のところ具体的な話は聞いていないところなんですけれども、運転管理業者と話をしながら必要なものについては対応を取っていきたいと考えているところです。

○10番（平田るり子） 午前中、建屋を見てきたんですけれども、屋根がほとんどないような屋根になっていました。そこで何かやっぱり今度の台風でも飛びやすい設備になっているということで、そういった改善とかこれからそういうことも考えていただきたいと思います。

○委員長（豊留榮子） 10番、決算書に沿った質疑をしていただきたいんですが、今言われているのは、どこのページのことでしょうか。

○10番（平田るり子） 153ページの衛生費の清掃費の内鍋清掃センターです。そういったものも予算の中に入れてほしいと思います。

131ページの市議会議員選挙費。これから選挙に関して市長選もありますが、市長選はどうかとは思いますが、この私たちの議員の中でも担い手の問題が出ています。それで、選挙に出

たいという方々のポスター貼りっていうのは80か所でしょうかね、何か所でしょうか。大変苦勞になると思うんですが、こういった予算は組み込めないものでしょうか。

○選管事務局長（木口屋和彦） ポスター掲示場のポスター貼りの業務につきましては、各候補者の負担になりますので公費では賄えないということです。

○10番（平田るり子） これは身内が多かったりするとそこまで負担にはならないのかなとは思いますが、これからの選挙、議員の成り手不足、そういったことを考えれば、もう少しこの選挙に係る内容とかをまたいろんな形で、担い手不足のところで考えていってくれば、議員の成り手も増えてきてくれるのかなと少し思うところでした。よろしくお願いします。

○11番（橋口洋一） 続きまして145ページの2番扶助費、ここに人口1,000人に対する保護率ということで、非常に保護率は枕崎市は低いということで、これは喜んでいいことなのか、認定が厳しいと見るべきなのかまた判断しかねるところなんですけれども、いい方向にまず考えたところでその横の扶助別支給状況を見ると、おおむね同じような形で生活扶助は20%ほど増えているような感じになっているんですけれども、その中で医療扶助につきまして4年度から5年度にかけて4,000万円近く上昇しているという状況ですが、要因はどういったところにあると考えられてますでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 医療費は被保護者に係る医療費の100%をみますので、まず、入院ケースが増えてきているということが大きな要因となっております。保護人員等については減ってきている状況ですが、入院ケースが昨年度と比べて38人増えている状況にございますので、その部分で医療扶助が増えた要因ということになります。

○11番（橋口洋一） そうするとまた前年と比較したら、どういう状況なんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 令和3年度が1億6,676万円程度でございます。令和2年度は2億1,173万円程度ということになっております。

○11番（橋口洋一） 分かりました。年によって増減があるということで、この年だけを研究するという必要はないだろうというのがよく分かりました。

続きまして、151ページ5番公害対策費。こちらの河川水質検査。毎年決算のときに、この指摘をよくされていると思うんですけれども、左端の検査結果のうち、有機性汚濁の代表的な指標であるBODでみると環境基準の達成率は76.2%となったと。

令和3年のときには85%だったと思うんですよ。それが76.2%ということで達成率的には悪くなってきているところなんですけれども、その下に、馬追川河口においては事業所排水等による汚濁への対策が急務であるという文言がございます。以前の文章を見ても、全く同じ文言が並んでおります。対策が急務であるというのが何年も続くというのはどういう状況なのか御説明をお願いします。

○市民生活課参事（立石秀和） 馬追川河口に流している事業所については、毎年度個別に訪問を行いまして、排水処理設備の設置または公共下水道への接続を、保健所であったり水道課と一緒にお願いに伺っているところなんですけれども、なかなか経営状況であったり、ここ近年はコロナということもありまして、特に経営状況が厳しいということもあって、なかなか排水処理設備の設置であったり下水道への接続が進んでないところです。

また、引き続き今後も各事業所を個別に訪問して粘り強くお願いをしていきたいと考えているところです。

○11番（橋口洋一） 排水の関係でお願いをしているというのも前回もお伺いしたところで、これってお願いベースでしかもう進めることはできないものなんでしょうか。それ以外の方法というのは何かございますか。

○市民生活課参事（立石秀和） 法律的に違反をしているということではなくて、河川を守る条例の中でも努力義務となっているところです。こちらとしましては、引き続き設置についてのお

願いをしていくしかないところです。

○11番（橋口洋一） これ一般会計のところですけども、下水道会計のほうで先般、下水道料金の値上げもありました。その中で、附帯決議で改善に取り組むことっていう文言がありました。さっきの話もあると思います。その先の改正も視野に入れたところでやっていたものと考えます。そのときには非常に大きな問題となるところでもございますので、こちらの水質汚濁の関係は適切な対応をお願いしたいと思います。

その次に先ほども話が出ました、内鍋清掃センターの関係で153ページ、2の清掃費の内鍋清掃センター解体負担金で400万円程度かかっているかと思うんですけども、こちらの今後の見込みはどのようになっていますでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） 内鍋清掃センターの解体は、令和5年度に衛生管理組合で基本計画といいますか設計業務の委託を行っているところです。現在解体工事の発注に向けた業務を行っているところなんですけれども、7年度から8年度にかけまして、内鍋清掃センターの解体工事を実施していく予定となっているところです。

○11番（橋口洋一） そうしますと今年度は400万円で、その後の見込的な金額はまだ分かっていないというところでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） まだ、具体的な数字というのは出ていないところです。

○11番（橋口洋一） 分かりました。最後になります。153ページの一番下のごみ分別促進アプリさんあ〜るサーバー使用料と上がっておりますが、分別促進アプリさんあ〜るってどのような利用状況になっていますか。

○市民生活課参事（立石秀和） さんあ〜るの利用状況につきましては、令和5年度の新規登録者数が248件となっております。これまでの累計でいきますと1,232件が登録されている方の数になります。

○11番（橋口洋一） 1,232件ということで非常に少ないなと、関心がもっとあってもいいのかなと私自身は思っているところで、9月から分別の方法についても皆さんいろいろ悩まれているところもありますので、さんあ〜るにつきましては、その当日になればメッセージを出してくれますよとか、どう区分するんですよとか、そういうのが分かる非常にいいソフトだと思っておりますので、そこの周知はもっとしていただいて、考えていただきたいところですけど、考えていただくのと同時に、私から一つ要望ですけど、あの中で、ごみの分別、包装紙だったらどこに入りますよとか、そういうのがあるんですが、一般的な名前じゃないものですから、なかなかそこにたどりつかないと。

梱包材で、ビニールの泡になったやつを、この前もどこになるのかなと探したんですが、探しつきませんでした。

ぷちぷちとかですね、そういう名称等を入れていただけると、さんあ〜るについても非常に使い勝手がよくなるのかなあと、そういう名前の登録も一つ考えていただきますと非常にありがたいなと思っていますので、これは要望でお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 衛生費の関係で2点ほど総括でも触れますけど、総括で長時間発言するとよろしくないと思いますので、今日、総括の発言をまた前提として、衛生費を2つ、1つは先ほども出ました151ページの河川の水質検査、ここ数年全くこの説明書きが同文なんですよね。

BODの基準が令和4年度は95.2ですか、これが令和5年度は76.2だったと、馬追川の汚濁への対策が急務であると。これ全く1年前と同文で書かれているんですね。

この関係では、先ほどもちょっと出ました下水道料金、特に水質料金の値上げに当たって、料金改定に業界団体から反対といいたいでしょうか、要望書が出たんですね。

その業界団体の中でもいろいろと異論があったその一つが、まだ下水道の未接続の事業者があるじゃないかと、そのところを行政でしっかりと整理をして、業界一丸となって料金改定をさ

せていただきたいと。その未接続の事業者があるじゃないかと、業界自身が指摘している部分がこの馬追川の上流の事業者ですよね。

そういうことからして、馬追川の河口において、汚濁への対策が急務であると、急務どころか何年もこのことを言い続けていたら、料金体系そのものにも大きな影響を及ぼしますね。

資料の具体的な部分も聞きますけど、このBOD、それからCOD、この大腸菌が増えているのはどういう事情にあると理解すればいいんですかね。——時間の関係もありますので、今即答というか回答できなければ、総括のときお答えください。

この水質検査でもう一点。火之神の養豚場跡地の地域の魅力創出事業が本市で大きな事業として進められてきているわけですが、せっかく養豚場跡地を土地購入する目的が、環境保全そして景観ということだったんですが、その入り口の馬追川を現在のような河川状況で放っておきますと、当然、火之神の養豚場跡地のいろんな環境的なものにも私は影響してくると思うんですよ。

ですから、もう少し地域の一体となった環境保全を考えて取り組んでいただきたいと思います。

これは河川浄化ですけど、一帯のゾーンをどうするかということで検討してください。

それから次に衛生費の中で、147ページの下から5行目ぐらいの産科・小児科医療体制確保支援事業ですね。この事業は、5年度の施政方針に書かれたいわゆる南薩3市、薩南病院がスタートしましてね、5年6月からの薩南病院の開業じゃなかったかと思うんです。そのとき、南薩3市医療体制充実等推進協議会、これはスタートしたんですよ。

その協議会を受けてのこの産科・小児科医療体制確保事業と、そういうふうに関係してくると考えればいいんですか、どうですか。

○健康課長（平塚孝三） 南薩3市医療体制充実等推進協議会というのがございますが、令和5年度から、県内地域の産科の医療体制の整備につながるよう、鹿児島大学が実施する産科医療向上の研究や人材育成の取組に南薩3市で取り組むということで決定しているところです。

○6番（立石幸徳） もうちょっと正確に確認したいんですが、この5年度決算に出ている産科・小児科医療体制確保支援事業、これは4年度決算も出ているんですよ。4年度も408万円ぐらいですか。

そのときは、ちょっと名称が確保支援事業補助と、だからこの流れを聞きたいんですよ。4年度から5年度にどういうふうにやってきて、その3市の推進協議会がスタートしてきたのか。

○健康課長（平塚孝三） 南薩3市医療体制充実等推進協議会は、令和5年4月に発足しております。負担金は令和5年度から始まっておりまして、令和4年度にはそういう実績はございません。

○6番（立石幸徳） 推進協議会ができたのは令和5年度の施政方針ですよ、5年度から始まったのははっきりしているわけですよ。その流れですよ。

その令和4年の、この産科・小児科医療体制確保支援事業補助というこの補助事業と、この5年度の医療体制確保支援事業との関係はどうなんですか。

○健康課長（平塚孝三） この経緯につきましては、市内の医療機関が他の医療機関から受ける産科医師等の派遣、出向に要する経費の助成を平成28年度から開始しておりましたが、令和5年度6月まで市内の産科医の負担軽減を図るとともに、市民が安心して子供を産める環境を維持していくため、令和4年度につきましては408万円の補助しているところでございます。

6月までそういった協力をしていただきましたので、102万円の補助をしているということになります。

○6番（立石幸徳） そうしますと、5年度の決算に出ている452万円から102万円を引いた350万円はどういうことに使っているんですか。

○健康課長（平塚孝三） 先ほど南薩3市体制充実等推進協議会、令和5年度からは県内各地の産科医療体制の整備につながるよう、鹿児島大学が実施する産科医療向上や研究や人材育成等の

取組に、南薩3市で支援している。

本市の負担額が350万4,425円ということで負担しているところです。

○6番（立石幸徳）　そうしますと、この5年度決算の452万4,000円の内訳として、102万円は従前からの本市の産科医療機関に補助していたと、あとの350万円は南薩3市の推進協議会の本市負担分と、そうすると南薩3市の推進協議会の3市の負担分は幾らになっているんですか。

○健康課長（平塚孝三）　令和5年度の南薩3市のそれぞれの負担額につきましては、南さつま市が1,445万2,750円、南九州市が374万8,825円、枕崎市が先ほど申しました350万4,425円で、負担金総額は2,170万6,000円ということになっています。

○6番（立石幸徳）　3市で当然金額が違ってきているんですけど、この金額の算出根拠を説明してください。

○健康課長（平塚孝三）　先ほどそれぞれの負担額を申しましたが、県の地域医療介護総合確保基金事業補助金を3市で受けておりまして、その分が329万4,000円あります。全体で2,500万円ということになっております。

それぞれの負担金の算出方法でございますが、負担金の額は、先ほど申しました全体で2,500万円に対し、各市が地域で産科医療体制を整えるために負担している金額を考慮して、県立薩南病院産婦人科の診療実績に基づき、3市で案分するということになっております。

令和5年度分の診療実績は、当該年度の4月から9月までの診療実績により算出するというところで協議されているところでございます。

○6番（立石幸徳）　要するに細かいことはもう省きますけど、その3市の実績だけ教えてください。

○健康課長（平塚孝三）　実績を申します。

入院患者の延べ日数と外来患者の延べ件数の実績で案分するようになっております。南さつま市が1,114……。

○6番（立石幸徳）　ちょっと途中でですけど、確認しますけど、それは入院とか全診療科目についての実績を言っているんですか、産科・小児科に限って言っているんですか、そこを明確にしてください。

○健康課長（平塚孝三）　算出につきましては産婦人科のみの……。 （「産科のみっちゃうことですね」と言う者あり）南さつま市が1,114件、南九州市が318件、枕崎が315件で3市の合計が1,747件となっております……。

○6番（立石幸徳）　あとはいいです。

それで例えば、今3市の推進協議会ですけど、日置市あたりから薩南病院に来る場合は、産科も診療を受けられるんですか。

○健康課長（平塚孝三）　日置市でもどこでも薩南病院の受診は可能になっております。

○6番（立石幸徳）　もう総括にお願いしておきますが、枕崎市で去年の6月から分娩がもうできなくなったと。

枕崎市の市民がどこで分娩をするか、薩南病院は実績もありますけどね、近々臨月を迎える方と最近ちょっと話す機会がございまして、やはり非常に枕崎から薩南病院まで行くことについて不安といいましょうか、例えば、台風第10号のときもう臨月を迎えてきて、薩南病院からは、台風も近づくので早めにお越しく下さいという連絡はいただきました。

しかし、枕崎から薩南病院まで行ったり来たりすることの、もう本当に天気のいい日ばかりじゃありませんので、そういうことも今後の本市の分娩の体制は、ただ薩南病院に任せっきりということも、いかがなものかと思えますよ。

そこで、これ最後にしますけど、資料要求した平成20年からの本市における出生数、これ令和4年で一応資料は終わっているんですけど、令和5年は61名ということで、もうきっちり議

会にも報告されていますが、本年半期、6年1月から6月までの半期の出生数は何名になっているんですかね。すぐ分からないんですか。

○市民生活課長（松田勇一） 手元に資料がありませんので、後で調べます。

○6番（立石幸徳） これも総括でいいんですけど、というのが、もう国全体では出生数は暦年で出しますからね、本年半期の出生数は対前年度大幅減、恐らく年間通じて全国の出生数が今度は70万人を割るんじゃないかと。

この間80万人を割ったといっってすごい話題になりましたけど、もう今年は70万人割れということが予想されているわけですよ。

それで本市の場合のここ半年でどうなっているのか、特に分娩の医療機関もなくなって、いろんな意味で本市を取り巻く出産の状況は厳しいものがあると思うんですね。

そこらも含めて私は総括でこの資料を基に、本市の出生数を、生まれてくる赤ちゃんの数をどうやって上げていくのか、それからいろんな子育て支援体制、そういったものを含めて、総括でお尋ねするというところで質疑を終わらせていただきます。

○9番（禰占通男） 先ほどもありましたごみの分別ですね、153ページの。今は9月から分別の方法も変わったんですけど、今までの現状はどうだったんでしょうか。ごみステーションに出す分については。燃えるごみ、資源ごみ、危険物の部分で、状況として。

○市民生活課参事（立石秀和） 8月までは燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみという大きく3つの種類でごみを出していただいたんですが、9月から、これまで燃えないごみとして出していたいたプラスチック類、例えば洗面器、バケツ、靴とかそういったものが、9月からは燃えるごみに変更になりました。

今広報紙等での周知や、あいうえお順の一覧表も作成しまして、市民の皆様に配布して分別のお願いをしているところです。

大きく変わったところは、燃えないごみから燃えるごみに変更になった部分と、あとは燃えないごみの中で、蛍光灯と水銀の体温計が有害ごみとして、それだけ別に赤い燃えないごみ袋で出してもらうという点と、資源ごみの中で、小型家電のリサイクルに取り込むということで、電卓、電子辞書、小さなゲーム機のような小型家電について、新たに分別収集を始めているところです。

○9番（禰占通男） ステーションに出して、分別の悪い部分は残していくんだけど、その量というのはどのぐらいなるんですかね。

うちの部分は、公民館役員がまた回収してそれを内鍋に持っていくか、またそれをごみを出す日に出し直したり、それは公民館である程度役員の方々が頑張ってもらっているんですけど、ほかの地域とかその辺の部分についてはどのようになっているんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 今、委員がおっしゃられるように、ほかの公民館においても公民館の役員だったりを中心になって、違反ごみについては対応していただいているところです。

○9番（禰占通男） 本市の分別は鹿児島市とかに比べると多いですね。鹿児島市なんか袋は何でもいい、ある程度ぶっこみぐらいで回収していくと。

焼却炉の違いと思うんですけど、最初は内鍋が操業するときは市職員の方々が地区公民館を回って、袋ごとに分別の仕方とかいろいろ指導しましたよね、いまだに覚えているんですけど。若い方もあれから30年ぐらいたつから分からないと思いますけど、本当にそのぐらい職員の方々もみんなやりましたよ。

そして、今一番の問題は高齢者ですよ。分別の仕方が分からない。一応ごみはごみで出すんですけど。それで、そういったこの取組です。先ほど出たさんあ〜とかそれで分かると思うんですけど、できない部分については何か方法とか考えてないんですか。9月からまた変わりました。それについての補足というかそういう取組は。

○市民生活課参事（立石秀和） ごみの分別の変更の周知については、公民館から相談があった

場合については、環境整備係でその公民館に出向いて分別の変更についてだったりということで説明をしているところです。

今年度については、生活学校にも声をかけていただきまして、9月からの変更についての説明会を行ったところです。そういった公民館からの要望があれば環境整備係としては公民館に足を運んで分別方法の変更、間違いやすい出し方とか具体的な例を交えながら説明をしていきたいと思っていますので、そういった要望がある場合は対応していきたいと考えているところです。

○9番（禰占通男） 行政のほうからも、分別したら資源、分別しなければただのごみですよ、そういうのもずっと言われてきていますので。

そしてここに表で資料も出ていますけど、5年度の資源ごみ分が493トンですよ。これお金に換算して入札もろもろしたときの換価した金額は幾らになるんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 資源ごみについては、これまで南薩地区衛生管理組合が令和6年度の8月までは売却しているところになります。

参考までに令和4年度について、枕崎市分の資源ごみの売却額については様々な種類ありますけれども、1,870万円程度が資源ごみを売却した金額になっているところです。

○9番（禰占通男） うちでこういう話もあるんですよ。結局、分別せい、分別しろと言うでしょう。以前、こういう売却益はごみの分別用の袋に充てたり、いろんな物に使われているというのは説明は受けているんだけど、売上金のごみ袋にある程度の足しになったりとか、それは市民に分かるようにお示ししてもらいたい。皆さんが頑張って分別してこれだけの売上げがありました。それはごみ袋を安くしましたとか、そうしないと、分別しなさい、分別しなさいと言っても、何のため分別しなきゃいけないのかとこうなっている。

先ほども焼却炉の話をしましたけど、関東地方の焼却炉はぶっ込みで金属なんか釜の下から全部流れてきてそれをまた売却する、高純度で。そういう焼却炉もありますよ。

今度造るときに、私も何度かそういうことも言ったことがあります。ただ安く上げるには、今の焼却炉しかないのかなと、もうその後は言いませんでしたけど、やっぱりその市民感覚だと思いますよ。ですから、売上高は毎年市報でなり、ごみの分別いろいろあったときにお示ししていただければ。私はいちいちあそこの事務所に聞きに前も行きよったですよ。そこは、お願いしておきます。

○市民生活課参事（立石秀和） これまでは南薩地区衛生管理組合が売却を行っていましたけれども、9月以降は枕崎市が単独で資源ごみの売却を行っていくことになりますので、今委員からありました意見を参考に、また広報紙等でもどれだけの量でどれだけ売却しましたというような情報もお知らせできるような形で検討していきたいと思います。

○10番（平田るり子） 技能実習生の外国人労働者の方たちがどうやって出せばいいか分からないみたいです。

それで、外国人の方たち向けの広報も出して欲しかったっていう要望と、あと苦情を同時に私聞いているんですけど、やはりもう新しくつくってしまいましたよね、これにプラスすることはもうできないので、また新たに外国人向けに出すのもどうなのかなっていうのもあったんですが、イラスト付きとかそういうものがあつたらいいなっておっしゃったんですけども、今回もう新しい雑誌も出ましたので、またその指導とか、今度はそういう形を取っていただければと思います。お願いします。

○市民生活課参事（立石秀和） 先ほどの6番委員からの大腸菌数が増えたということについての答弁をさせていただきたいと思います。

馬追川河口につきましては、昨年度、排水処理設備を設置している事業者の排水処理設備が故障した時期がありまして、その関係でBODや大腸菌数がちょっと多くなっているということで分析しているところです。

○委員長（豊留榮子） 以上で、議会費から衛生費までの審査を保留いたします。
明日は労働費から土木費までを審査いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時 37 分 散会